

令和7年3月1日
海上保安庁
警備救難部環境防災課
交通部航行安全課

大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策基準（行政指導指針）の一部改正に関するパブリックコメントの結果について

海上保安庁では、令和6年12月26日から令和7年2月2日までの間、「大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策基準（行政指導指針）の一部改正」に対する意見の募集を行った結果、計6件のご意見を頂きました。

お寄せいただいたご意見及びこれに対する海上保安庁の考え方は、別紙のとおりです。

皆様のご協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも海上保安行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>第3部2の1(2)除害設備等イ：「広角水霧から直射放水まで放水パターンを可変できるものであって」の所を「広角水霧等で適切な放水ができるものであって」に変更願います。以下の記載の通り液化アンモニアに直接放水するべきではなく危険な為、直射放水の有効性の根拠がなければ、「直射放水まで放水パターンを可変できるもの」の箇所を削除してほしい。</p> <p>第3部2の1(2)除害設備等ホ：「(放水パターンを可変できるものが望ましい)」のところを「(水霧放水できるものが望ましい)」に変更願います。</p>	<p>ご認識の通り、液化アンモニアへの直接放水はガスの蒸発気化を急激に促進させ、かえって危険な状態を招く場合があります。ここでいう「直射放水」とは単に放水の形状として「ストレート」又は「棒状」の放水ができることを求めるものであり、アンモニアに直接放水することを意図した記載ではないことから、ご意見を踏まえ、適切な文言に修正いたします。</p> <p>当該除害設備等は屋外での使用を想定しており、気象条件等の様々な条件下において有効な放水を実現する必要があることから、放水パターンを可変できるものが望ましいものとしているものです。</p>
2	<p>今後を見据えた防災対策を検討していることに敬意を表します。</p> <p>しかし、検討された対策は人に対するものが大半で、特にアンモニアについて、環境影響に対するものが少ないことを懸念しております。</p> <p>アンモニアは、カーボンニュートラルの側面から注目されていますが、物質それ自体は、水生生物への毒性のほか世界的に問題となっている窒素汚染の一因になるなど、環境への有害性が指摘されています。</p> <p>まずは人命優先であることは理解いたしますが、今後、環境保全の観点からの対策についても踏み込んでいただくことを期待します。</p>	<p>本防災対策にご理解いただきありがとうございます。</p> <p>ご指摘の環境影響については、関係省庁とも情報共有いたします。</p>

3	<p>第3部Ⅱ1(2)チ「上記除害設備等の使用に伴い発生したアンモニア水溶液は、できる限り安全かつ適切に処理すること。」</p> <p>発生したアンモニア水溶液は強アルカリ性を示すと考えられる。「安全かつ適切に処置する」とは、人が触れると薬傷を起こす可能性があるため人が触れないようにすることを表しているのか、あるいは、海に流出させると魚類の大量死を招くなど環境に影響を及ぼす可能性があるため排出しないようにすることを表しているのか、意図を読み取りにくいいため、意図を示唆するような表現を加えていただくと遵守すべき事項としてよりわかりやすい。</p>	<p>ご指摘のとおり、人的被害の防止及び海洋環境保全の両方の観点から規定したものです。また、発生したアンモニア水溶液は、法令上も適正処理する必要があります。</p> <p>アンモニアの人体有害性については、本通達における保護具・洗眼器等の備え付け規定、環境影響については、次項「リ」にて環境影響調査に備えた資機材備え付けについて規定していることから、意図するところは明示的であると考えております。</p>
4	<p>別紙3-1 3(6)ハ「ライン内の残存酸素のページ」</p> <p>「離着棧及び荷役作業に関するマニュアルに盛り込む事項(液化アンモニアタンカーバース)」の1項目ではあるものの、第3部本文中に特に残存酸素についての記載がないため、当該ページが何のために必要であり、ページによってどのくらいの濃度に下げなければならないかを示唆するような説明を本文に加えていただけるとわかりやすい。</p>	<p>LNG、LPG同様、引火性の観点から空気を追い出して酸素濃度を下げるページ作業を想定したものです。その意図が、アンモニアに係る安全対策が主として毒性及び火災危険性を念頭に置いたものであることから、改めて各項目に一律的に目的を記載するには及ばないと考えております。</p> <p>また、残存する酸素濃度については積荷としての性状や荷役設備の性能といった個別条件により異なることも想定されることから、本指針において一概に示すことは難しいと考えております。</p>
5	<p>別紙3-4 Ⅱ4(2)ロ「消防訓練」</p> <p>「事故が発生した場合に適切な</p>	<p>ここでの消防訓練とは別紙3-2と同様に、人命救助、応急措置</p>

	<p>措置が講じられるよう定めておく事項（液化アンモニアタンカー）」の防災教育訓練の1項目として挙げられている。第3部本文中の消防に関する記載は専ら消防船の配備についてであり、また、別紙3-4 III2 「防災作業の要領に関すること」には具体的な消防についての記載がないため、液化アンモニアタンカーにおける消防についてイメージしにくい。一方、第3部II 1(2)ニには「液化アンモニアへの直接放水はガスの蒸発気化を急激に促進させ、かえって危険な状態を招く場合があることに留意すること。」と記載があるので、一般の火災に対する消防とは異なるものと推測される。液化アンモニアタンカーにおける消防とはどう対処すべきかを示唆するような説明を本文に加えていただけるとわかりやすい。</p>	<p>や除害作業訓練を指すものであるので、ご指摘を踏まえ修正いたします。</p>
6	<p>第3部 3-2-(2)荷役時における監視、警戒体制</p> <p>タンカー側が毒性ガス検知器、監視カメラのいずれか、もしくは両方を所持しない場合、バース管理者が可搬式設置型の当該監視機器類を持ち込む必要があるとされているが、監視カメラを持ち込むことは運用上難しく、バースに設置されている監視カメラでタンカー側を監視することが現実的であると思慮する。</p> <p>したがって、5行目「なお」以降の文章は、「なお、タンカー側が装備を持たない場合は、バース管理者が可搬式設置型の当該監視機器類を持ち込み代用する又はバース固定</p>	<p>ご意見を踏まえ文言の記載ぶりについて修正いたします。</p>

	式の監視カメラなどを使用することで差し支えない。」などといった記載に修正してはいかがか。	
--	--	--